

事務連絡
令和6年11月29日

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

「水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）について、水道水においては、令和2年に水質管理目標設定項目として、その暫定目標値がPFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下と設定されたところです。

今般、水道においてPFOS及びPFOAが検出された場合に水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が取り得る方策等に関して、参考となる資料を提供するため、令和6年9月30日に開催されました令和6年度第1回水道の諸課題に係る有識者検討会の議論を踏まえ、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（別添）を取りまとめましたので送付いたします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知していただくようお願いいたします。

【別添】水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000604.html

【参考】令和6年度水道の諸課題に係る有識者検討会

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_newpage_25808.html

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 草川、山口、渡部

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp